



要注意

今度は封書で架空請求です

民事訴訟!?

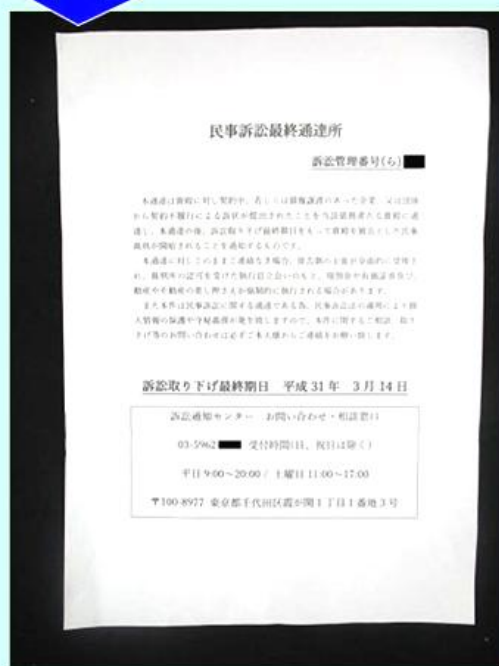
手紙でウソの通知が!

これがサギ手紙!



※裏面には、差出人などが書かれていません

実際に来ている詐欺の手紙



信じちゃダメ!



まずは相談しましょう 北海道警察 #9110

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆
午前8時45分～午後5時15分(月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く)
当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係(1階) ☎(0133)23-3209

発行/当別町住民環境部環境生活課町民生活係